

# 入会金及び会費規程

一般社団法人外航船員医療事業団

[昭和56年7月16日制定]

[平成24年4月1日改正]

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人外航船員医療事業団の会費及び入会金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 事業団の入会金は10万円とし、入会の承認と同時に納入しなければならない。

(会費)

第3条 会費は次の4種類とする。

(1) 第一普通会費

(イ) 第一普通会費は、当該年度予算に定められた第一普通会費総額を二等分した金額を半期分とし、半期毎に会員各社の船員数に基づき下表により分担する。

	[船員数]	[分担率]
	15人未満	10
15人以上	30人未満	15
30人以上	50人未満	20
50人以上	100人未満	25
100人以上	200人未満	30
200人以上	300人未満	40
300人以上	400人未満	60
400人以上	500人未満	80
500人以上	600人未満	100
600人以上		130

(ロ) 第一普通会費の各社別分担額は、上半期分については4月1日現在、下半期分については10月1日現在の船員数に基づき算定するものとし、上半期分は7月末日までに、下半期分は翌年の1月末日までに納入するものとする。

## (2) 第二普通会費

(イ) 第二普通会費は、当該年度予算に定められた第二普通会費総額を会員各社がそれぞれ(ロ)に掲げる船舶数に応じて分担するものとし、上半期分については、1月から6月までの実績により算定した金額を7月末日までに、下半期分については、1月から12月までの実績により算定した金額から上半期分として納入した金額を控除した金額を翌年1月末日までに納入するものとする。

(ロ) 上記(イ)の船舶数は、本邦ペルシャ湾直航タンカーのほか次の航路に定期的に就航する船舶（船医が乗船している船舶を除く。）の延就航隻数とする。

- ① ヴェルデ岬からフリオ岬に至るアフリカ西海岸にある港を起点、終点または寄港地とする航路
- ② ビシュカン岬からアルハード岬に至るオーマン湾またはペルシャ湾に面する港を起点、終点または寄港地とする航路
- ③ カラチを起点、終点または寄港地とする航路
- ④ 地中海沿岸、欧州大陸またはヴェルデ岬以北のアフリカ大陸大西洋岸にある港を起点、終点または寄港地とする航路
- ⑤ グァルダフィ岬からフリオ岬に至るアフリカ東海岸および南海岸またはマダガスカル島にある港を起点、終点または寄港地とする航路
- ⑥ アデンを起点、終点または寄港地とする航路

(ハ) 上記(ロ)の延就航隻数は、会員各社の毎月1日現在の就航隻数を累計したものとする。

## (3) 賛助会費

賛助会費は、一口につき月額3000円とし、各年度末に一括納入するものとする。

#### (4) 臨時会費

事業団の事業を遂行するため、特に必要あるときは、理事会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

#### 附 則

1. この規程は、本事業団設立許可のあった日から施行する。
2. 任意団体外航船員医療事業団の既加盟会社については、第2条に定める入会金は徴収しない。
3. 事業団設立初年度の普通会費の納入は次による。
  - (1) 第一普通会費は、第3条(1)の(イ)の「当該年度」とあるを「昭和56年8月1日から昭和57年3月31日まで」と読み替え、第3条(1)の(ロ)の規定にかかわらず、昭和56年8月1日現在の保有船員数に基づき、第3条(1)の(イ)の分担率表に基づき、昭和56年8月分から昭和57年3月分までを5月末日までに納入するものとする。
  - (2) 第二普通会費は、第3条(2)の(イ)及び(ロ)に「当該年度」とあるを「昭和56年8月1日から昭和57年3月31日まで」と読み替え、第3条(2)の(イ)の規程にかかわらず、昭和56年8月1日から昭和57年3月末日までの費用負担額を5月末日までに納入するものとする。

#### 附 則

この規程の一部変更は、昭和57年4月1日から施行する。

(注) 第2条、第3条(1)の(イ)、第3条(3)。

#### 附 則

この規程の一部変更は、昭和61年4月1日から施行する。

(注) 第3条(1)の(イ)・(ロ)、第3条(2)の(イ)・(ロ)。

附 則

この規程の一部変更は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

(注) 第 3 条(1)の(㍑)、第 3 条(2)の(イ)。

附 則

この規程の一部変更は、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

(注) 第 3 条(1)の(イ)。

附 則

この規程の一部変更は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 第 3 条(1)の(イ)。

附 則

この規程の一部変更は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 第 3 条(1)の(イ)・(㍑)、第 3 条(2)の(イ)。

附 則

この規定の一部変更は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 第 1 条名称変更